

法人本部 平成30年度事業計画

I 法人の目的

この社会福祉法人ひいらぎ会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

第1種社会福祉事業

イ) 障害者支援施設の経営

第2種社会福祉事業

イ) 障害福祉サービス事業の経営

ロ) 特定相談支援事業の経営

ハ) 障害児相談支援事業の経営

ニ) 障害児通所支援事業の経営

公益事業

イ) 日中一時支援事業

ロ) 障害者相談支援事業

II 法人の理念

～ 一人ひとりの尊厳と心豊かな暮らしに寄り添う ～

- ・本人主体のその人に寄り添う方法で心豊かな生活を営むことができるよう支援します。
- ・人の人権と意志を尊重し、一人ひとりの能力や障害特性に応じた専門性の高い支援を行います。
- ・この地域に根ざした総合的な福祉サービスを提供します。

III 法人の基本方針

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

IV 運営の基本方針

1. 《基本的人権の尊重》
一人ひとりがかげがえのない存在として人格・人権及び希望を尊重し、人間としての尊厳や利益が損なわれないようします。
2. 《よろこびある生活》
利用者の人格や行動を情緒豊かな個性と受け止め、共に向上することで生き甲斐や楽しみを持てる生活を送れるよう支援します。
3. 《家族と共に》
家族との綿密な連携で利用者の人格形成に努めます。
4. 《地域と共に》
地域関係機関及び地域住民との連携により、地域福祉啓発活動を積極的に推進するほか、利用者が地域において安心して生活できるように、地域福祉の充実発展に貢献します。
5. 《支援・援助技能の充実》
専門職員の役割を自覚し、絶えず研鑽と創意工夫を重ね、各種のニーズや要望に対応できる支援・援助技能の向上に努めます。
6. 《サービスの充実》
利用者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを基本として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの充実を図ります。
7. 《安全の追求》
設備面や仕組みを充実して安全で安心できるサービスの提供に日々努めます。
8. 《社会への貢献》
法人として、福祉サービス事業者として社会的義務を果たし、地域貢献活動に力を注ぎます。

V 重点目標

1. 将来にむけた経営基盤の強化
人口減少や高齢化社会という状況の中で、法人の将来の事業展開を中長期計画という形で表し、その具現化に向けた体制の強化をはかります。
2. 地域共生社会の実現に向けた取組
高齢者と障害者が同一の事業所で介護保険と障害福祉両方のサービスを受けられるよう、新たに共生型サービス事業を導入して高齢障害者が円滑にサービスを利用出来る様にします。
3. 人材育成と職場への定着
障害者支援施設本来の使命を果たす為、サービスの品質向上に向けた取組を継続し、利用者やご家族の期待に応えられる様に人員の確保、人材育成や風通しの良い魅力的な職場作りに努力し、職員が生き生きとやり甲斐をもって働く職場環境作り、定着率が高い職場を目指します。
4. 安心安全な施設整備の充実
利用者の高齢化・重度化を考慮し、安心・安全に過ごせる住環境、施設整備の充実を遂行します。
5. 社会福祉充実計画の推進
社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底し、利用者様の為の施設整備の充実及び無料または低額な料金で福祉サービスを提供することを法人の責務とし、地域社会への貢献を推進します。

VI 事業計画

1. 法人の体制の強化に向けて、外部会計監査の業務委託を行い、中長期計画の作成及び財務の管理面の強化をはかります。
2. ホームページを通じて運営資料やサービス評価内容の公表を行い、且つ身体拘束の廃止委員会、虐待防止委員会、意思決定支援委員会を組織するなどして社会福祉法人の義務を果たします。
3. 31年度からの共生サービス事業の開始を基本とした地域共生社会の実現に向け取組みます。
4. 経営安定化の為の福祉人材確保の促進、多様な働き方の創出及び人材育成(人材から人財へ)の充実をはかります。
5. 利用者の高齢化に対応すべく施設内居室、浴室、トイレのバリアフリー化を推進します。
6. 施設整備や社会貢献を軸とした平成29年度社会福祉充実計画の30年度計画の達成を行う。

VII 組織



VII 会議等

	法人	宮之城ふくし園	支援センターさつま	共同生活さつま	みらくる
毎月	運営会議 職員会議・職員研修	給食・保健衛生会議 チーフ会議 ケース会議 担当者会議 安全会議	担当者会議 安全会議	世話人会議	担当者会議 安全会議
4月	辞令交付式 虐待防止委員会	重要事項説明面談会	重要事項説明面談会	重要事項説明面談会	重要事項説明面談会
5月	監事監査 身体拘束の廃止委員会				
6月	理事会・評議員会 意思決定支援委員会				
7月	虐待防止委員会				
8月	身体拘束の廃止委員会				
9月	意思決定支援委員会				
10月	内部監査 虐待防止委員会				
11月	身体拘束の廃止委員会				
12月	理事会 意思決定支援委員会	保護者連絡会	保護者連絡会	保護者連絡会	
1月	虐待防止委員会				
2月	身体拘束の廃止委員会				保護者連絡会
3月	理事会・評議員会 意思決定支援委員会				

VIII 行事等

	法人	宮之城ふくし園	支援センターさつま	共同生活さつま	みらくる
毎月		地域清掃ボランティア 誕生会・茶話会	民生員ボランティア受入れ 地域清掃ボランティア 誕生会・茶話会		
4月		花見 歯科検診	花見 歯科検診		
5月	県障害者スポーツ大会参加	体験学習一泊旅行 夜間防災訓練	体験学習一泊旅行 夜間防災訓練		
6月				夜間防災訓練	
7月		風水害防災訓練			
8月	さつま町夏祭り参加 法人夏祭り	七夕			防災訓練
9月	北薩地区障害者スポーツ 大会参加	防災訓練	防災訓練		
10月	ひいらぎ交流会 (運動会又は秋祭り)	職員定期検診 利用者定期健診	職員定期検診	職員定期検診 夜間防災訓練	職員定期検診
11月		体験学習日帰り旅行 防災訓練	体験学習日帰り旅行 防災訓練		
12月	クリスマス会				
1月	年始式	新年会	新年会		
2月		節分			
3月		ひな祭り交流会 夜勤職員定期検診	ひな祭り交流会	夜勤職員定期検診	

Ⅸ 保健衛生・防災訓練等

	法人	宮之城ふくし園	支援センターさつま	共同生活さつま	みらくる
毎月		調理従事者検便 食事介助者検便			
4月		歯科検診	歯科検診		
5月		夜間防災訓練			
6月				夜間防災訓練	
7月		風水害防災訓練	風水害防災訓練		
8月					防災訓練
9月		防災訓練	防災訓練		
10月		職員定期検診 利用者定期健診	職員定期検診	職員定期検診 夜間防災訓練	職員定期検診
11月		防災訓練 インフルエンザ菌検査	防災訓練		
12月					
1月	調理師業務従事者届出	不審者対応訓練	不審者対応訓練		不審者対応訓練
2月		調理従事者のノロウイルス検査検便			
3月		心肺蘇生講習会 夜勤職員定期検診	心肺蘇生講習会	心肺蘇生講習会 夜勤職員定期検診	心肺蘇生講習会

宮之城ふくし園 平成30年度事業計画

I 事業内容

事業名:指定障害者支援施設

- 1.施設入所サービス定員40名
- 2.生活介護サービス定員48名 職員配置2.5:1 (常勤換算 19.2人以上、現員 23.5人)
- 3.短期入所サービス 併設短期入所定員2名と空所型短期入所
- 4.日中一時サービス(さつま町・薩摩川内市・出水市との市町村事業契約)

II 支援の基本方針

1. 利用者の支援に当たっては、社会福祉や医学的・心理的知識の活用によって心身の状況に応じた快適で規律ある生活に親んで頂き、清潔で明るい環境のもと日常生活を営んで頂けるよう努めます。
2. すべての援助は、利用者の障害程度に応じて、可能な限り地域生活に移行できるよう、利用者自立の観点から行います。
3. すべての支援は、個別支援プログラムに基づき、利用者の方が日常生活において適切な生活習慣を確立するよう、また、社会生活への適応性を高められるように日常のあらゆる機会を捉えて適切な技術を持って利用者の人格を十分に尊重し、実施するものとします。

III 重点目標

1. 利用者の高齢化や身体機能の低下に伴う誤嚥、転倒、精神不安などのリスクが高くなっていることから、リスクマネジメント及び感染症予防・対策の体制強化を図ります。
2. 利用者の特性を理解し適切なサービスを提供するため、強度行動障害支援者養成研修を活用した支援の充実を図り、看護師・栄養士と連携した健康管理、多様な障がいに対応できる専門的知識の習得等、職員のスキルアップを図る取り組みを積極的に行います。
3. 人権擁護の意識を高め、職員倫理綱領、職員行動規範を遵守し、「人権侵害に係る自己チェック」など人権侵害防止の自己点検の形骸化と利用者人権擁護や虐待防止の徹底に努めます。

IV 事業計画

1. 痰吸引の研修を計画し、支援員レベルでの痰吸引が可能になる様取り組んでいきます。
2. 感染症の対策を強化し、入所利用者の罹患発症 0 を目標に取り組めます。施設内消毒の毎日の実施、体力のない方の予防食・予防接種の徹底、感染症リスクの周知、職員管理の徹底を行います。
3. 65歳から介護保険原則というステージにおける利用の選択肢として、介護保険制度における基準該当通所生活介護事業を31年度から開始すべく準備を行います。
4. 受給者証重度判定者に対しての強度行動障害支援者養成研修実施者が支援計画シートの作成とその実践レベルでの対応方法を具現化します。
5. 自己チェックシート、個別の聞き取りを継続して支援員の意識向上・スキルアップをはかり、人権擁護・虐待防止に向けた取り組みを継続します。

障害者支援センターさつま 平成30年度事業計画

I 事業内容

事業名:指定障害福祉サービス

- 1.就労継続支援B型サービス定員24名 職員配置10:1(常勤換算 2.3人以上)
- 2.就労移行支援サービス定員6名

II 支援の基本方針

自立した社会生活を営む事が出来るよう就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、社会性や就労に必要な知識、能力の向上の為、必要な訓練を行います。また、利用者の意思、人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

III 重点目標

- 1.一般就労への誘導施策や報酬改正などで就労系事業には非常に厳しい動きが有る中で、福祉就労の基本に立ち戻り、利用者の働く楽しみを創出しながら事業安定性を確保します。
- 2.就労実績を優先する中で利用者の人権や安全面を第一に考え、楽しく安心して利用できる事業所を目指します。
- 3.福祉就労且つ一般就労への訓練という2面の個別支援プログラムを具現化するため、就業・生活支援センターとの連携や農福連携施策との連携などを充実させて質の高いサービスに努めます。
- 4.過去の平均工賃額実績が月額 12,000 円に対し、この月額平均工賃額の向上を目標として進めます。

IV 事業計画

1. 就労継続支援B型において、過年度の年間利用日数は平日のみ240日弱を基本としてきましたが、30年度は土曜日稼働や盆・正月の休日縮小などで年間250日を超える目標に取り組みます。
2. 高齢利用者でも長く働ける様に、また支援員やボランティアの方の負担を減らせる様、露天作業となっている磨き作業や洗い作業について適正な作業場と作業環境を整備します。
3. パンフレット、基礎訓練カリキュラムの作成及び就労支援員の確保から就労移行支援のサービス即ち一般就労に向けた現場実習を実施できる様にします。
4. 工賃向上の為、付加価値の高い請負作業の実施、周年安定供給が図れるよう農作物の栽培方法の導入や物作りで収入を増やせるように将来に向けた取り組みを実施します。

共同生活支援事業所さつま 平成30年度事業計画

I 事業内容

事業名：共同生活援助事業

1. 包括型共同生活援助サービス 定員8名 世話人配置5:1(常勤換算 2.9人以上)
住居:ひまわり荘 定員男子4名、第2ひまわり荘 定員女子4名

II 支援の基本方針

- 1 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 共同生活援助の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項の他、法及び法に基づく鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

III 重点目標

- 1 共同生活者の加齢に伴う病気や認知的な状況もみられることから、健康管理を十分に行い、QOLの低下を招かない様に支援を行います。
- 2 さらに重度・高齢化に向けて安心安全な住居の提供及び生活支援員・世話人の配置を適正に行います。また必要に応じて訪問看護等の医療連携の仕組みを導入できる様にします。
- 3 平成17年以来8名の定員のままであるので、さつま町障害者福祉計画や自宅生活者の親無き後の対策として定員増員を行い、地域生活援助事業としての役割を確立します。

IV 事業計画

- 1 バックアップ施設と日中活動事業所の看護師・栄養士・生活支援員と世話人連携による検診や通院行い、その情報共有を徹底して日常の健康状態の把握、健康維持に努めます。
- 2 施設生活支援員経験者をホーム生活支援員として配置し、世話人と生活支援員の分業化及び通院支援や余暇支援の充実をはかります。
- 3 重度高齢化に対応する施設整備を基本として、社会福祉充実残額を活用した障害者に優しい安心安全なホーム建設を行います。

相談支援事業さつま 平成30年度事業計画

I 事業内容

事業名： 指定特定相談支援事業 相談支援兼務者2名体制

1. 障害者相談支援
2. 計画相談支援
3. 障害児計画相談支援
4. さつま町基本相談支援事業

II 相談支援の基本方針

- 1 利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行うものとします。
- 2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行います。
- 3 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 4 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 5 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。
- 6 自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

III 重点目標

- 1 障害者総合支援法の報酬改正による新設サービス等の理解と対応を実施します。
- 2 意思決定支援の充実を図れるようにします。
- 3 福祉・医療・介護・教育等の関係機関との連携強化をはかります。

IV 事業計画

1. 計画相談支援・障害児計画相談支援・基本相談支援事業の実施
2. 多様化する利用者に対する支援強化
3. 65歳問題対策としての介護保険ケアプランとの連携体制作り
4. 自立支援協議会等への提言
5. 地域拠点整備への協力体制強化
6. モニタリング件数増加、相談件数の制限に対して相談支援員の増員と事業所の施設整備

みらくる 平成30年度事業計画

I 事業内容

事業名:障害児通所支援事業

1. 放課後等デイサービス 定員10名 指導員2名以上 配置4人

II 支援又は運営の基本方針

事業所は、心身に障害のある児童に対し成育を助長し、集団の中に入っていき力を身につけると共に、将来を見通し自立の促進を図ることを目的として指導訓練を行うものとする。

2 放課後等デイサービスの提供に当っては、障害児および保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情をふまえて個別支援計画を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的に放課後等デイサービスの提供を行うものとする。

3 障害児の保護者の必要な時に必要な放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

4 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、学校、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

III 重点目標

1 社会福祉法人の運営する障害児通所支援事業所として、巷で取り出されている民間による事業との差別化を徹底するため、利用者やその保護者及びさつま町のニーズに徹底的に応え、信頼される事業所を目指すものとします。

2 ガイドラインによる自己評価シートを活用して定期的サービスの質の評価や職員のスキル向上をはかりサービス向上に努めます。

3 23年から町の所有設備を借りての運営をしてまいりましたが、屋外遊び場がなく屋内遊びだけとか外出して公園の利用という状況が続いていますので、社会福祉充実残額を活用した施設整備を行い、日々の中で幅広い支援が実施できる様にします。

IV 事業計画

1 放課後等デイサービス事業者として認められている送迎について、出水養護学校バスの停留所と事業所間、町内小学校と事業所間、迎えができないと認められる方の自宅送迎を全面的に実施します。

2 ガイドラインで示されている資格者の配置を実現します。当面は職員数の半数以上を資格者とします。

3 自己評価について全職員年2回、保護者年1回行い、その結果についてホームページに公表します。また、評価点の低いものについては改善を行い、年毎の評価点を向上させます。

4 指導訓練の向上を目的として、過去の経験や他の事業所の助言を反映できる職員チームによる放課後等デイサービス事業所の建設を行います。